

現況届 Q&A

提出について

- Q. 提出期限までに提出できません。
- A. 令和5年8月31日（木）必着としておりますが、やむを得ず提出が遅れる場合は、専用フォームにてご連絡をお願いします。
提出書類が揃い次第速やかにご提出をお願いします。



専用フォーム <https://logoform.jp/form/pCd3/275697>

- Q. 一部の提出書類が間に合わない場合、揃っている書類から提出したほうがよいですか？
- A. すべて揃った段階でご提出ください。提出期限までに提出できない場合は、専用フォームにてご連絡をお願いします。



専用フォーム <https://logoform.jp/form/pCd3/275697>

- Q. きょうだいで在園している場合、それぞれ提出する必要がありますか？
- A. それぞれは必要ありません。世帯で1部ご提出ください。

保育を必要とする理由を証明する書類の提出について

- Q. 就労証明書の様式について、令和5年度保育施設等入所案内に掲載している様式で提出することは可能でしょうか？
- A. 可能です。
- Q. 無償化（施設等利用給付）の手続きのために提出した書類については提出省略の対象となりますか？
- A. 提出省略の対象となります。
- Q. 学童保育の手続きのために提出した書類については提出省略の対象となりますか？
- A. 提出省略の対象となりません。
- Q. プリンターがなく、必要書類が用意できません。
- A. 小金井市役所保育課で書類をお渡しできます。また、令和5年度保育施設等入所案内に綴じられている様式を使用することも可能です。

その他

- Q. 家庭状況等が変わっています。現況届の提出をもって変更手続きは不要ですか？
- A. 現況届は施設（事業者）の利用要件確認のために行うものであり、教育・保育給付認定の変更の手続きに代わるものではありません。ご家庭の状況が変わった場合や保護者の方の保育の必要性の事由に変更が生じた場合、保育の必要量に変更がある場合等がございましたら、本提出によらず、別途変更の手続きを早急に行っていただく必要がございます。